

(1) 特別支援学校とは

学校教育法第 72 条では「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定されています。

特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があります。また、幼稚部や高等部専攻科を設置している学校、高等部単独の学校、寄宿舎を設置している学校などもあります。

平成 19 年 4 月から施行された学校教育法により、従来の障害種別ごとに設置された「盲学校・ろう学校・養護学校」は、複数の障害に対応できる「特別支援学校」へと一本化されましたが、従来どおり各障害種別に対応した学校も設置が可能です。本県においては、県立秩父特別支援学校、県立所沢おおぞら特別支援学校は、知的障害部門・肢体不自由部門を併置しており、県立東松山特別支援学校は病弱部門の分教室を併置しています。また、県立蓮田特別支援学校は、平成 24 年度より病弱部門・肢体不自由部門を併置する特別支援学校となりました。

特別支援学校に在籍する児童生徒の状況を見ると、平成 10 年度以降、児童生徒数は増加傾向にあります（P61 のⅧ-1(6)図参照）。障害種や地域によっても違いますが、おおむね高等部の生徒数が増える傾向にあります。これは、中学校から特別支援学校高等部への進学者増加によるものと思われます。

なお、児童生徒数の増加に伴い教室不足が近年の本県特別支援学校における大きな課題の一つとなっています。その対策として、県では新たな特別支援学校の開校・開設を進めました。

- 平成 19 年度 「県立養護学校さいたま桜高等学園」「県立養護学校羽生ふじ高等学園」を開校
- 平成 20 年度 「県立大宮北養護学校さいたま西分校」
「県立川越養護学校川越たかしな分校」
「県立三郷養護学校草加分校」 } を高等学校内に開設
- 「県立東松山養護学校こどもの心のケアハウス嵐山学園内教室」を開設
(注:平成 19・20 年度の校名は当時のもの)
- 平成 21 年度 「県立上尾かしの木特別支援学校」を開校
- 平成 22 年度 「県立所沢おおぞら特別支援学校」を開校
- 平成 23 年度 「県立深谷はばたき特別支援学校」を開校
- 平成 24 年度 「県立蓮田特別支援学校」に肢体不自由部門を開設
- 平成 25 年度 「県立草加かがやき特別支援学校」を開校
- 平成 28 年度 「県立入間わかくさ高等特別支援学校」を開校
「県立岩槻特別支援学校伊奈分校」を開設（分教室から変更）
「県立けやき特別支援学校」を開校
(平成 28 年 12 月 県立岩槻特別支援学校を閉校)

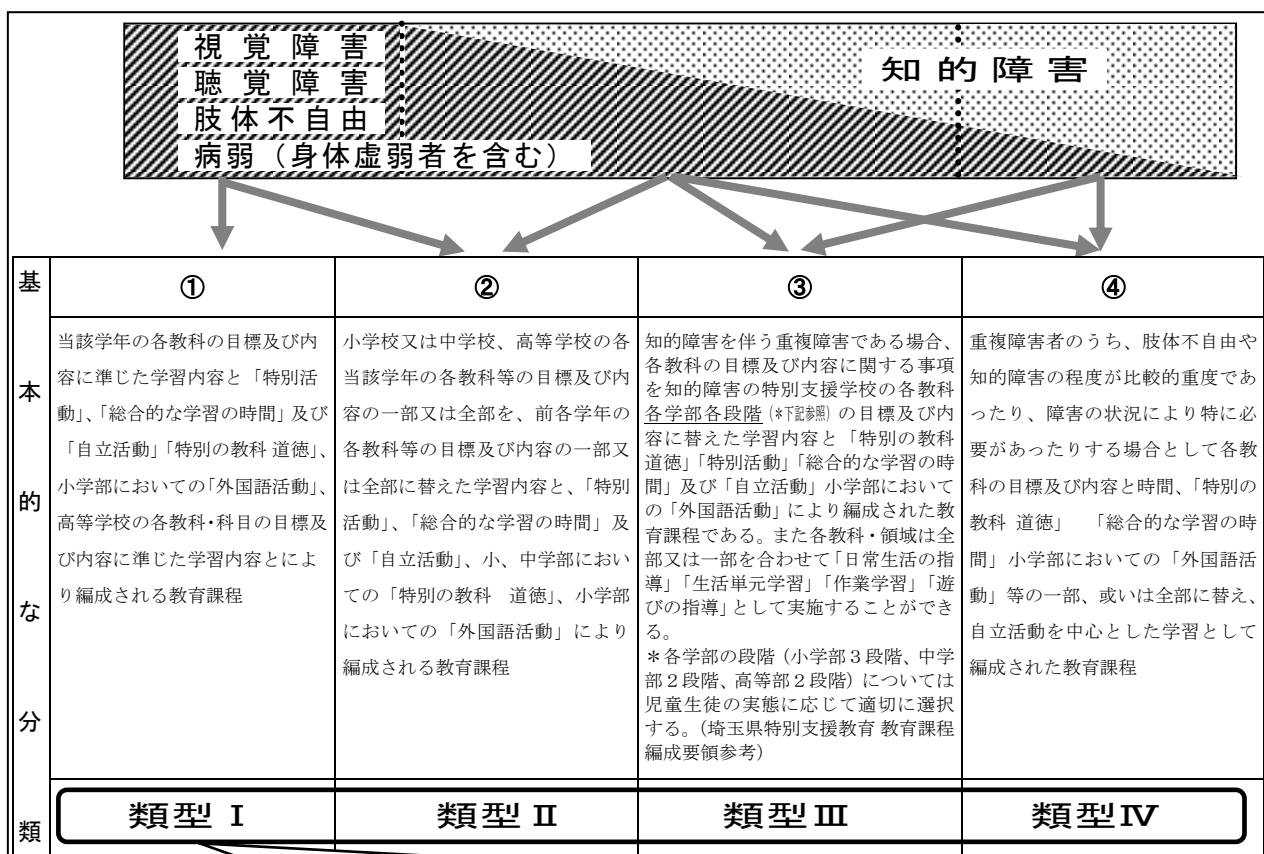
(2) 特別支援学校の教育形態

特別支援学校には、訪問教育という教育形態があります。訪問教育は、養護学校(当時)教育の義務制の実施に伴って制度化されたものです。「心身の障害が重度であるか又は重複しており、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育」（文部省「訪問教育の概要」昭和 53 年）と定義されています。訪問教育の根拠は、学校教育法施行規則第 131 条第 1 項によるものです。

さらに本県では、病気で入院している学齢児童生徒の学習空白を解消し、学習を保障するため、「病気療養児の訪問教育」*₁も実施しています。また、学校によっては寄宿舍指導員や医療的ケア*₂を実施するために看護師資格を有する自立活動を担当する教員も配置されています。

(3) 特別支援学校の教育課程の基本分類

埼玉県の特別支援学校における教育課程は、児童生徒の障害の状態等に応じて、下図の4つに大別されます。下記の分類は、あくまでも教育課程について考えるための基本分類であるということです。実際に教育課程を編成する際には、これらの分類を参考にしながら児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた適切な教育課程を編成することが必要です。



肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、肢体不自由の障害の程度と、知的発達の程度の双方が関係し、児童生徒の実態が多様であるため、上記①～④の基本分類をそれぞれこのように呼んでいます。(本県独自の呼称です)

教育課程とは、学校の目的や目標を達成するために、教育内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画です。

各学校の教育課程は、それぞれの特別支援学校においてどのような児童生徒を育てようとするのか、そのためにどのような教育を行おうとするのかなど、各学校の教育活動について基本的な考え方の下に編成されるものです。特別支援学校における教育の目的や目標の基本は、法令や小学部・中学部、高等部学習指導要領に定められていますが、地域や児童生徒の実態は一様ではなく、各学校が取り組むべき具体的な教育課題は学校ごとに様々です。また各学校を取り巻く状況も、社会の急激な変化やそれに伴う児童生徒の生活や意識、地域社会の実態、保護者の期待など様々に変化しています。各学校においてはこれらを十分に踏まえ、それぞれの学校としての教育理念や基本姿勢を明確にすることが大切です。

「病気療養児の訪問教育」*₁、医療的ケア*₂については、P78～「IX 用語解説」参照、以下 _____ * (数字) についても同様。